

[事案 22-72] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 5 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

銀行を窓口にて一時払変額個人年金に加入したが、適合性原則違反、説明義務違反を理由に契約を無効とし、既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 8 月、銀行員(募集人)の勧めにより、私と夫名義の定期預金を解約して保険料一時払の変額年金保険に加入した。しかし、下記のとおり、同保険は適合性の原則に合致する商品ではなく、保険であることの明確な説明がないなどの説明義務違反があったので、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 払込保険料 1700 万円は、70 歳になる私と夫の資産のほぼ全てであり、かかる資産が長期のリスク資産に向けられたことは、申立契約の適合性のなさを証左であり、募集人の顧客実態把握のプロセスに大きな過失があったと考える。
- (2) 金融商品の説明においては、説明を受けたという事実についての顧客の署名が書類上で揃っていれば足りるものではなく、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすること」が求められるが、商品説明は 1 時間弱であった。投資経験のない高齢者がこのような短時間で十分な説明が行われたとは考えられない。商品の特性について理解していなかったことは明らかであり、払込時の手数料と申立契約の相手が保険会社であることも理解していなかった。

<保険会社の主張>

本件保険契約は、法律上の無効・取消原因があるとはいえないことから、申立人の請求には応じられない。

- (1) 一時払保険料は、募集代理店である銀行の 2 つの定期預金を解約して充てられたものであったが、当該定期預金が生活資金であったとは、直ちにはいえないのではないかと思料する。
- (2) 契約申込前に、募集人は「意向確認書」を読み上げながら確認し、一時払保険料に充当する資金は資産・収入等の財産の状況に照らして過大な金額でないことを確認し、申立人は「はい」の欄にチェックをつけた。
- (3) 募集人は、商品説明の際、商品の特徴と仕組みについて、販売等資料と契約締結前交付資料を使い、運用実績に基づいて積立金額、解約返戻金額、死亡給付金額が増減し、据置期間中に解約した場合は解約返戻金が基本保険金額を下回る可能性がある旨を説明した後、募集人はリスク商品であるため、もう一度夫と相談し検討いただきたい旨伝えた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等書面および申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した。

1. 適合性原則違反について

- (1) 申立人の正確な資産状況については、申立人の資産としては、募集銀行に有した 2,000 万円程度の預金が大半であったと認められ、申立契約の勧誘は、(狭義の) 適合性原則との関係で問題があったといえる。
- (2) 適合性原則を規定する金融商品取引法において、同原則に違反した場合の私法上の効果については規定されていないが、取引契約が無効とされるのは、違反の程度が公序良俗違反(民法 90 条)の場合であると解されるが、本件では、申立人の主張のとおりであったとしても、申立契約の勧誘が公序良俗に反するとまでは認められないので、既払込保険料の返還を認めることはできない。

2. 説明義務違反について

下記のとおり、相手方会社に説明義務違反があったと認めることはできない。申立人に錯誤があったとして、払込時の手数料の有無については、「要素の錯誤」と認めることはできないので、錯誤無効を主張することはできない。そして、申立契約の相手の錯誤については、それが要素の錯誤と認められたとしても、各書面の記載からすると、申立契約の相手が保険会社であることは容易に知り得たといえるから、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといえるので、無効を主張することはできない(民法 95 条ただし書)。

- (1) 募集人が、申立契約の勧誘に際し、パンフレット等の資料を使用したかについて、申立人は、記憶していない旨を事情聴取において述べるが、申立契約のような変額個人年金保険を、資料なしに説明することは困難であることから、資料を使用して勧誘がなされるのが通常であるといえ、そして、本件において資料を使用しなかったと認める特段の証拠は見当たらない。
- (2) 募集人が説明に使用したパンフレットには、申立契約の特性について記載されており、「意向確認書」にも、その旨が記載されており、申立人はその内容を確認している。また、申立人が勧誘を受けた商品が保険であることは、「意向確認書」、「保険商品のご提案にあたって」等から明らかであり、申立契約の相手が保険会社であることは、「契約申込書」の宛先が保険会社名であることから明らかである。
- (3) 募集人が、パンフレット等の資料を用いて説明する時は、特段の事情がない限り、その資料に則した説明するのが通常であるといえる。本件においては、募集人の説明義務違反を認めることができる特段の証拠は見当たらないので、募集人は、パンフレット等の書面により、申立契約の内容について一通りの説明を行なったと考えられる。

3. 和解について

当審査会としては、下記理由により本件は和解によって解決するのが妥当であると判断し生命保険相談所規程第 41 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- ①上記1. (1)、(2) のとおり、本件においては、(狭義の) 適合性原則違反との関係で問題があったとはいえ、公序良俗に反するとまでは認められないので既払込保険料の返還を認めることはできず、また、相手方会社に説明義務違反を認めることはできないものの、募集人が、申立人の金融資産を的確に把握していれば、投資不適格として申立契約の勧誘はなされなかったと思われる。
- ②適合性を確認する方法は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきといえるが、本件における募集人の確認は、余りにも形式的であり、適合性の確認としては、極めて問題があったと言わざるを得ず、適合性原則から著しく逸脱した場合には不法行為として損害賠償請求が認められる場合がある。